

◎新潟県告示第1296号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区真光寺字倉下 913 から 919 まで、920 の 1、920 の 2、920 の子、921 の 1、921 の 2、922 から 927 まで、928 の 1、928 の 2、929、930、930 の子、930 の丑、931、横住字堂地 1147 の 1、1147 の 2、1148 から 1156 まで、1160 から 1166 まで、1166 の子、1166 の丑、1167 から 1169 まで、1170 の 1、1170 の 2、1171、1175、1176

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）